

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市規則第11号

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する  
規則

秋田市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年秋田市規則  
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法第 15 条第 3 項」および「条例第 14 条第 3 項」を「同  
条第 3 項および第 4 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「に規定する」を「および第 4 項の規定による」に改め  
る。

第 18 条中「名あて人」を「名宛人」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15  
条第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改め  
る。

第 20 条第 1 項中「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に、「第  
14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 15 条  
第 1 項」の次に「の規定による通知をした場合（同条第 3 項）を加え、  
「」と、「法第 15 条第 3 項」とあるのは「」を「の規定による通知をした  
場合（」に改め、「第 14 条第 1 項」の次に「の規定による通知をした場合  
（同条第 3 項）を加え、「」と、「条例第 14 条第 3 項」とあるのは「」を  
「の規定による通知をした場合（」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条  
第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。